

第2節 医薬分業の推進対策

【現状と課題】

現 状

- 当医療圏の平成 25 年 3 月現在の医薬分業率（院外処方せん受取率）は 68.5%であり、県内でも高いレベルの医薬分業率となっています。（表 10-2-1）
- 薬局では、研修を受け、医薬品を整えるなど、医薬分業の体制を整えつつあります。
- かかりつけ薬局の育成とともに、薬の専門家としての薬剤師には、更に一層のより新しい知識、技術の研鑽が求められています。
- 地域住民に医薬分業のメリットの更なる理解が求められています。
- 医薬品の一般名処方により薬局において患者が選択する医薬品の幅が広がっていますが、十分理解されていません。

課 題

- 医療機関と薬局の相互理解を深め、医薬分業を推進するとともに、かかりつけ薬局の育成が必要です。
- 調剤過誤などの事故防止に関する対策が必要です。
- 信頼される「かかりつけ薬局」となるため、薬剤師は最新の医学・薬学の知識、技術を研鑽し、更なる資質の向上を図る必要があります。
- 住民に、医薬分業のメリットについて十分な理解を得るため、啓発活動の必要があります。
- ジェネリック（後発）医薬品について広く住民の理解を求める必要があります。

【今後の方策】

- 「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い、医薬分業を推進し、より高いレベルに医薬分業率を引き上げること为目标とします。
- 地域医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と一層の連携強化を図り、良質な医薬分業体制を推進します。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、住民への普及、定着を図ります。
- 医薬分業の正しい理解のために、地域でのイベント時や「薬と健康の週間」期間において普及啓発を実施し、後発医薬品の適正使用及び理解向上を図っていきます。
- 医療機関と薬局等の連携を深め、住民に定着した医薬分業を進めます。
- 調剤過誤等の事例を収集し、原因の究明などを行い、防止対策を検討し、薬局薬剤師への周知を図ります。
- 研修会の開催等による薬剤師の資質向上を図ります。

表 10-2-1 尾張西部医療圏医薬分業率の推移

（単位：％）

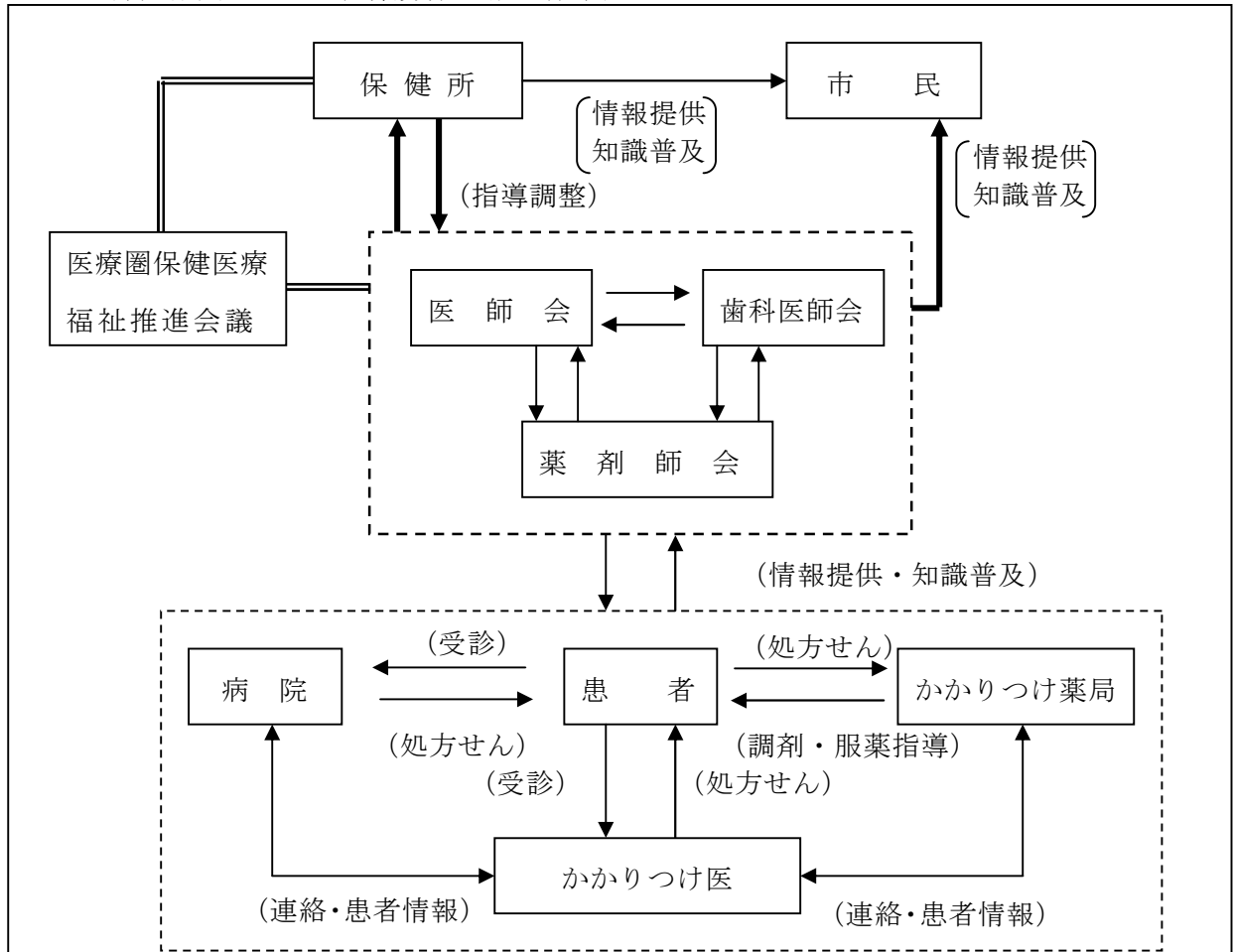
区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医療圏	59.8	58.9	61.3	66.7	68.5
愛知県	55.2	53.7	55.2	60.1	60.8

資料：平成 20 年度は、社会保険診療報酬支払基金愛知支部調査

平成 21 年度～24 年度は、社会保険診療報酬支払基金愛知支部及び愛知県後期高齢者医療広域連合の資料を基に算出

各年度 3 月分データ

尾張西部医療圏における医薬分業の推進体系図



< 医薬分業の推進体系図の説明 >

- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等が中心となり、患者の立場になって医薬分業を推進します。
- 住民への医薬分業に関する情報提供・知識啓発については、保健所等が中心となって実施します。